

《論 説》

## 損害補償損失引当金

——薬害訴訟損失の処理をめぐって——

竹 下 昌 三

### 1. 引当金に関する注解の修正

商法の引当金に関する規定(287条ノ2)が昭和56年に改正されたことに伴って、企業会計原則の引当金に関する注解(18)も昭和57年に修正された。①損失の見越計上については、旧注解では「特定の費用たる支出」に限定されていたが、新注解では損失が付け加えられ「特定の費用又は損失」となった。②原因の発生時期については、旧注解では「原因となる事実が当期において既に存在しており」となっていたが、新注解では「発生が当期以前の事象に起因し」に改められた。③偶発損失については、旧注解では「これを計上することはできない」とされていたが、新注解では「発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については引当金を計上することはできない」と修正された。④例示のなかに、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金が増加された。①の修正を行ったために、③の修正を行い、④の例示を追加したのであるから、①と③及び④は不可分の関係にある。

①については、注解の修正と同時に発表された「解釈指針」には『『特定の費用』には特定の損失(例・債務保証損失引当金及び損害補償損失引当金の繰入対象となる損失)も含まれるので、その文意を明確にするため、これを『特定の費用又は損失』に修正した』と解説してある。

中村 忠教授は「解釈指針」のなかに述べてある修正の理由に疑問を持ち「審議会関係者の間でも昭和49年当時『特定の費用』に、例示されているような『特定の損失』が含まれるとか『確実に起こると予想され』るを『発生の可能性が高く』と理解した人はいなかったと思う。今回の修正はFASB基準を拠り所にして、商法の規定に適合させた——つまり従来の考え方を改めて引当金の設定要件をひろげたと解するのが最も自然であろう。単なる表現の明確化にとどまるものではない。」と解説している。<sup>(1)</sup>

新井清光教授は新注解について「引当金の範囲を非常に狭く解釈する考え方もあり、そのため引当金の実務やそれに対する監査意見の表明において不統一・混乱がみられたので、これを解消するための文言修正である。」と解説している。<sup>(2)</sup>

企業会計審議会は昭和55年7月に「商法計算規定に関する意見書」を公表し「商法第287条ノ2第1項を、将来発生することが合理的に見込まれる特定の費用たる支出又は損失に備えるため当該営業年度以前の負担に帰すべき金額を引当金として貸借対照表の負債の部に計上することができる、という趣旨の規定に改め、同条第2項を削除すること。」と提言した。

新井教授は、新注解及びその「解釈指針」については「特定の費用」には以前から「損失」も含まれていたように解説しているが、企業会計審議会の「意見書」については「意見書には、引当金設定の対象を『特定の費用たる支出』から『特定の費用たる支出又は損失』に拡大している。」「意見書がこ

(1) 中村 忠「修正企業会計原則について」『週間経営財務』1582号、13～14頁。

(2) 新井清光『企業会計原則論』森山書店、昭和60年、356頁。

企業会計審議会が企業会計原則・注解の修正と「解釈指針」を公表したのは昭和57年4月20日である。昭和57年5月3日付けの『週刊経営財務』(1582号)には修正された企業会計原則・注解及び「解釈指針」の全文とともに、中村 忠教授の解説が掲載されている。解説としては最初に発表された論文である。中村 忠、新井清光両教授は昭和49年当時企業会計審議会の幹事であり、昭和57年当時は委員であった。(大蔵省証券局年報各年版による。)

のような『引当金の拡大』を図った理由としては、実例的には、最近の薬害訴訟でみられるような公害訴訟のための引当金のように会社側がその判決に先立って自主的に賠償金の支払の引当てを行うという処理を商法上も適法な処理として認めるべきであるというケースもあげられよう。」と説明して中村教授と同様に、企業会計審議会が「特定の費用」から「特定の損失」に拡大したことを明らかにしている。<sup>(3)</sup>

②については、表現を変えて過年度を含むことを明確にした意義は何か、ということが問題である。改正商法287条ノ2の文言は「其ノ営業年度ノ費用又ハ損失」であるが、法務省が昭和54年12月に発表した「株式会社の計算・公開に関する改正試案」では「特定の費用又は損失で当該営業年度以前の負担に帰すべきものに備えるための引当金は」となっていた。企業会計審議会の上述の「意見書」のなかでは「当該営業年度以前の負担に帰すべき金額」と述べている。新注解も企業会計審議会の「意見書」も「計算・公開改正試案」と同様に過年度を含めている。

前田 庸教授は「計算・公開改正試案」の「以前の負担に」という表現について「これはまさに、薬害などの場合を考えているのです。ある薬品が昭和50年から売り出され、55年になって、損害賠償責任を負わなければならないということが相当程度確定したという場合には、55年度から見てその以前に負担させるべき分を55年度において計上することができるということになるわけです。」と説明している。<sup>(4)</sup>

番場嘉一郎教授は上述の「意見書」の解説のなかで「注解18(旧注解)に表明されている負債性引当金の概念規定には若干不適切な個所が生じているので再検討されなければならない。」としたうえで、「過年度の営業に係る偶発事象でその発生確率が相当高いと見込まれるものの存在することが当年度に

(3) 新井清光『企業会計原則論』森山書店、昭和60年、300～301頁。

(4) 前田 庸他「会社法改正要綱をめぐる(6)」『ジュリスト』741号、125頁。

において認識された場合に、当該偶発事象の発生に伴って認識される損費の額を合理的に見積もって当年度の費用とし、見積負債たる引当金を計上する。たとえば過年度にキノホルム剤を販売したことが原因となり、スモン病訴訟が提起されたが、原告と被告との間に和解が成立し、被告が原告に損害補償金を支払うという状況にたち至ったので、当該補償金の実績にもとづき、今後必要と考えられる補償金の額を合理的に算定し、見積損費を計上する場合における貸方項目たる薬害補償引当金（スモン訴訟填補引当金）がこれに該当する。」と述べている。<sup>(5)</sup>

商法287条ノ2について、竹内昭夫教授は「スモン訴訟で一審で負けた二審で負けたというときに、従来計上していなかった引当金を計上することは、当然許される。」と説明している。<sup>(6)</sup>

番場嘉一郎教授は、修正された注解18について「過年度の事象<sup>(6)</sup>に起因する見積損費を当年度に引当計上する必要がある明瞭な事例としては、既に当年度以前から販売している製品について当年度になって使用者に身体障害を及ぼしている事実がわかり、メーカーたる会社が被害者に損害賠償を行うことを決定し、かつ損害賠償額の合理的な見積が可能となった場合、会社の製品の需要者がたとえば3年前にその製品の使用で損害を被ったのに対し、損害賠償訴訟を提起され、当年度に至って最終審の判決が出て、当社が損害賠償責任を負わなければならない可能性が濃厚となり、損害賠償額の見積計算も可能となった場合があげられる。」と解説している。<sup>(7)</sup>

過年度の事象に起因して、将来発生する可能性の高い損失について、見越計上することを、容認するための注解18の修正と商法287条ノ2の改正には、

- 
- (5) 番場嘉一郎「商法計算規定に関する意見書について」『企業会計』32巻10号、18頁。番場嘉一郎教授は、昭和49年当時は、企業会計審議会の委員であり、昭和57年4月27日には、企業会計審議会議長を退任した。（大蔵省証券局年報各年版による。）
- (6) 竹内昭夫他「商法・特例法の改正と今後の企業会計法制」『企業会計』33巻9号、122頁。
- (7) 番場嘉一郎「企業会計原則の一部修正について」『税済通信』37巻10号、17頁。

昭和46年5月28日に最初の訴訟が提起され、昭和52年10月29日に最初の和解が成立したスモン訴訟による損害賠償損失の処理を制度的に認めることが、作用したことは、当時の関係者の解説から明らかである。事実経過を示すと次のとおりである。

| 52年<br>10月29日 | 53年<br>3月31日   | 54年<br>12月25日      | 55年<br>7月17日         | 56年<br>6月3日    | 57年<br>4月20日 |
|---------------|----------------|--------------------|----------------------|----------------|--------------|
| ＊             | ＊              | ＊                  | ＊                    | ＊              | ＊            |
| 最初の<br>和解成立   | 武田スモン<br>引当金設定 | 計算公開<br>改正試案<br>公表 | 企業会計<br>審議会意<br>見書公表 | 商法287<br>条ノ2改正 | 注解18<br>修正   |

## 2. 引当金設定の要否

商法287条ノ2の条文は「---引当金ハ---貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」になっており、「計上スルコトヲ要ス」ではないから、条文を文理解釈すると、引当金の計上は強制されないようにみえる。

法務省は、昭和35年に公表した「株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱民事局試案」のなかで「負債たる引当金」について新たに規定を設ける提案を行いそれに関連して「---法律上の債務でないものを負債とすることは許されないし、法律上の債務であるものを負債として計上しないことは許されない---」と述べた。このような見解に従えば、引当金のうち法律上は債務でないものは、貸借対照表に記載することは許されないことになる。

債務でない引当金を、債務ではないにもかかわらず、負債の部に記載できることにしたのが、商法287条ノ2の「計上スルコトヲ得」とした理由である。<sup>(8)</sup>

(8) 田中誠二『会社法詳論』下巻、勁草書房、昭和57年、834頁。並木俊守『現代株式会社法』中央経済社、昭和62年、463頁。

では、引当金の計上は強制されるのか否か。昭和54年の法務省の「計算・公開改正試案」における引当金の注（1）は「その範囲及び計上の可否は公正なる会計慣行（商法32条2項）による。」としている。

商法287条ノ2に該当する引当金は、その計上を要するものと解釈する強制説が、商法学者の間では多数説であるといわれている。<sup>(9)</sup>

商法287条ノ2及び注解18の規定に該当する引当金は、その計上が強制されると解釈した場合、いつの時点で、いくらを引当金として計上すべきか、引当金の計上が商法上強制されるとすれば、287条ノ2の規定は、商法290条の配当限度額の計算要素となっているから、計上すべき額を計上すべき時期に計上していなかった場合は、違法配当として、取締役は商法266条による損害賠償の民事上の責任及び、商法489条による刑事上の責任を負うことになるのか、という問題がある。

江頭憲治郎教授は「会社が薬害訴訟の被告となっている場合、訴訟係属中に引当金を設定しないと違法となりうる場合があるか？」と設問し、竹内昭夫教授他が討論している。

この討論のなかで、竹内教授は「一定の程度において義務づけたものと解釈するのですが、ではどのような程度になったら計上しないと違法と判断されるのかということ——ある訴訟では勝つと思って引当金を計上しなかった場合、結果的に負けたからといって直ちに引当金を計上していなかったことが違法とされるわけではありません。あの時点でまだ勝つと言ったのは、誰が見ても恣意的な独断だというような場合に始めて違法になるのだらうと思います。」と述べている。<sup>(10)</sup>

また河本一郎教授は「誰が見ても負けそうだと、少なくとも和解するほかなさそうだとするような段階に来ていれば、やはり計上しなければならないの

(9) 蓮井良憲『新版注釈会社法』第8巻、有斐閣、昭和62年、263頁。

(10) 竹内昭夫他『改正会社法セミナー4』有斐閣、昭和60年、19頁。

ではないかと思うのです。それまでは『会社の状況に関する重要な事項』として附属明細書に書いておく。それから注記する。それから引当金に計上する。和解が成立すれば、いよいよ負債のところへ入ってくる。こういうように、段階を踏むのでしようけれども、法律上の債務になる可能性が濃厚だという段階になれば、社長一人の判断で頑張っているというのは違法ではないかという気がするのです。」と述べている。<sup>(11)</sup>

さらに法務省の稲葉威雄参事官（当時）は「敗訴判決というような形で、形に表わされていれば当然チェックする。しかしそういう形に表わされていないければ、特段の事情がない限り、計上しなければならないとまでは言えない。つまり、その場合は特段の事情がなければ計上は強制されない。」と述べている。<sup>(12)</sup>

注解18の文言の「発生の可能性が高く」と「発生の可能性が低い」の中間にグレイゾーンがあることは認めなければならない。本稿で取り上げる引当金はこのグレイゾーンの引当金である。

### 3. スモン訴訟の概要

#### (1) 訴訟の提起

スモン訴訟は、世界の裁判史上にその例をみないもので、可部和解として知られる東京地裁の可部恒雄判事は「前例のない訴訟は、前例のない方法によって解決されるべきである。」と述べた。今日においても論ずべき問題はなおあると考えられる。<sup>(13)</sup>

これまでに発表された文献も多い。<sup>(14)</sup> しかし、本稿は、スモン問題そのものを取り上げるのではない。注解18の修正と商法287条ノ2の改正には、ス

(11) 竹内昭夫他『改正会社法セミナー4』有斐閣、昭和60年、20頁。

(12) 竹内昭夫他、前掲書、27～28頁。

モン訴訟に伴う損失の処理を、制度的にどのように認めるかという問題の解決が、絡んでいたと考えられるので、武田薬品工業株式会社（以下武田という）と田辺製薬株式会社（以下田辺という）の会計処理とその開示が、両社のどのような状況判断のもとで行われたかを明らかにするために、必要がある事項に限って、主として判決文や両社の社史及び有価証券報告書によって、この訴訟の概要を紹介する。日本チバガイギー株式会社からは、財務諸表を入手できなかった。

スモン訴訟は昭和46年5月28日に、東京地裁に最初に提起され、それ以後、札幌、釧路、青森、盛岡、仙台、山形、福島、宇都宮、前橋、東京、横浜、新潟、金沢、甲府、長野、岐阜、静岡、名古屋、津、京都、大阪、神戸、奈良、和歌山、鳥取、松江、岡山、広島、松山、高知、福岡、熊本、大分の各地裁に提訴された。全国各地の患者が、それぞれの地裁に提訴したから、訴訟の無い地裁を数えるほうが早い程である。

提訴原告患者の累計は昭和57年末までに6366名、請求総額は2,820億円余に達した。スモン（Subacute Myelo-Optico Neuropathy 亜急性脊髄・視神経・末梢神経症の頭文字）は、昭和33年6月の近畿神経精神学会に始めて報告され、それ以後全国各地で急速に増加し、北海道の釧路、岡山県の井原では集団発生し

---

(13) 厚生省薬務局が編集した著書（『医薬品副作用被害救済制度の解説』中央法規出版、昭和57年、8頁。）には「スモン事件はなお解明されていない点がある。国際的に使用された（今なお使用している国もある）医薬品であるキノホルムにより、なぜ、日本人に集中して被害が発生したのか、なぜ、男性の二倍もの倍率で女性に多く発生したのか、そしてなぜ、昭和30年以前には被害はほとんど報告されていないのか、などである。」と述べてある。

(14) 手元には次の文献（雑誌掲載論文を除く）がある。亀山忠典他編『薬害スモン』大月書店、昭和52年。中山 孝「スモン・ウイルス説の足取り」医薬ジャーナル社、昭和53年。高橋秀臣『スモン訴訟の真相』行政通信社、昭和54年。淡路剛久『スモン事件と法』有斐閣、昭和56年。スモンの会全国連絡協議会編『薬害スモン全史第1巻～第4巻』労働旬報社、昭和56～61年。スモン損害賠償研究会編『スモンと損害賠償』勁草書房、昭和61年。川名英之『日本の公害第3巻薬害・食品公害』緑風出版、平成元年。



た。スモンの病因については、患者の舌や尿に顕著に認められる緑色物質に着目した東大の田村善蔵教授が、それがキノホルムの鉄キレートであると、昭和45年6月に報告し、同年8月に新潟大学の椿 忠雄教授が、キノホルムの使用量とスモン発病率との間に相関関係があるとの調査結果を報告した。これを受けて厚生省は昭和45年9月8日に、キノホルム製剤の販売中止と使用見合せの通知を出した。<sup>(15)</sup>

キノホルム製剤の販売中止と使用見合せ通達以後、スモン患者の発生が終息したことによって、全国各地の患者は、国とキノホルム製剤製薬会社に損害賠償を求める訴訟を起こした。

## (2) 訴訟に対する製薬三社の対応

昭和60年6月に発行された日本チバガイギーの社史は、三社の和解の申出について「当社のトップは昭和51年4月ごろ企業側被告としての最善の道は何かについて相被告の武田薬品工業株式会社及び田辺製薬株式会社のトップと個別に会談した。そして、三社は、早急に合同で協議する場を作ることの合意に達した。」と述べている。<sup>(16)</sup>

被告製薬三社を代表して田辺の代理人は、昭和51年6月10日の東京地裁公判において、日本においてキノホルムがスモンと因果関係のあったことを認め、日本チバガイギー（以下チバという）と武田はエンテロ・ヴィオフォルムないしメキサホルムを服用した患者に対し、田辺はエマホルムを服用した患者に対し、適正な補償をすることを約束し、和解解決のための斡旋の申出を行った。<sup>(17)</sup>

東京地裁の可部裁判長は昭和51年9月9日に「前例のない訴訟は前例のな

---

(15) 武田薬品工業株式会社編『武田二百年史』昭和58年、940～941頁。田辺製薬株式会社編『田辺製薬三百五年史』昭和58年、398、407頁。

(16) 日本チバガイギー株式会社編『日本チバガイギー30年史』昭和60年、373頁。

(17) スモンの会全国連絡協議会編『薬害スモン全史』第2巻、裁判編、労働旬報社、昭和56年、495頁。

い方法によって解決さるべきであって、当事者双方の主張・立証を聞いて審理を遂げた裁判所が、紛争の解決のために提示する具体案は、あたかも仲裁手続における仲裁判断のごとく当事者双方によって承認さるべきものということができ、それ以外に本件のようなスケールの紛争の解決方はないように思われる。」と述べて、仲裁的職権和解勧告を行った。<sup>(18)</sup>

武田とチバは可部裁判長の職権和解を受諾し、昭和52年10月29日に国、武田、チバと、東京地裁第1グループ和解派35名の原告との間で、最初の和解が成立した。しかし、田辺はウイルス説を主張し、昭和52年1月7日に、可部判事等三裁判官の忌避を申し立てた。被告の製薬三社を代表して和解の斡旋を申し出た田辺が、和解を拒否し、職権で和解を勧告した判事を忌避した理由については、昭和52年10月1日に田辺の平林忠雄社長が渡辺美智雄厚生大臣宛に提出した意見書のなかに詳述している。その要点を紹介すると次のとおりである。

「スモンがキノホルム剤の服用による神経障害との判断は『疫学研究』の結論であるが、『疫学研究』の収集資料は、患者のプライバシーにかかわる、研究目的以外には使用出来ないとして公表されない。スモン患者がスモンウイルスを体内に保有している事実、スモン患者は少数ながら今も発生している事実、新しいスモン患者も体内に旧スモン患者保有のウイルスと同一のウイルスを保有している事実は、否定し得ない事実である。昭和14年以来国が製造した国産キノホルム製剤が陸海軍将兵に繁用されその安全性に問題はなかった。厚生省はキノホルム剤の生産・販売停止措置をWHOに報告したがWHOは不使用反応を示さず、キノホルム剤を必須薬に指定し、本剤を買上げ発展途上国の救済に使用している。世界の多くの国は日本の行政措置を知っても今も販売使用している。スモンとキノホルムの科学的因果関係を認めることも、法的責任を認める理由もなく、謝罪して損害賠償金を支払う

---

(18) 前掲『薬害スモン全史』第2巻、裁判編、499頁。

理由もない。スモン訴訟が薬事訴訟である以上、その個別的因果関係を主張・立証するために必要不可欠で最高の信頼性に富む唯一無二の証拠はカルテであって、法廷に提出させ立証させるべきであるのに、東京地裁の可部裁判長のみはその提出を求めることさえしようとしなない。可部裁判長の『和解』においては、殆どがキノホルム論者で構成されている15人の鑑定人の鑑定に従う方針で、その鑑定はカルテから著しく乖離している。田辺製薬は当然応ずるわけには参りません。』<sup>(19)</sup>

### (3) キノホルム剤とスモンとの因果関係に関する裁判所の判断

スモン訴訟の最初の判決は金沢地裁が昭和53年3月1日に言い渡した。ウイルス説については「ウイルスの分離率が約80%であること、動物実験で陽性例が認められたことなどからみると、ウイルスもスモンの病因であり得ると認めざるを得ないのであるが、前記条件（コッホの条件—引用者）を100%又はこれに近いところまで満たしているとはいえないから、スモンの唯一の主因として認めることはできない。」と述べ、因果関係については結局「スモンの病因、ことに病因を一元的に説明することができるいわゆる主因を明確に指摘することは証拠上困難であるが、逆にキノホルムについていうと、それはスモンの症状にある種の役割を果たしている」と認められ、わが国のスモン患者のうち、かなりのものの神経症状は、キノホルムの毒性という病因が、無視することのできない別の病因並びに宿主側、環境側の諸要因と共に集積して発症し、増悪をみたものと認定する。但し、その発生病理機序は現在のところ不明というほかはない。そして右結論は前記ウイルスもスモンの病因たり得るという認定に抵触するものではないというべきである。」と述べた。<sup>(20)</sup>

東京地裁の判決は昭和53年8月3日に言い渡された。因果関係については

(19) 中山 孝『スモン・ウイルス説の足どり』医薬ジャーナル社、昭和54年、巻頭4～8頁。

(20) 『判例時報』879号、47頁。

「スモンの病因はキノホルムでありこれと併存する他の何らかの未知の原因物質に基因するものではない。ウイルスを含めて他の病因は本件全立証を通じて認められない。すなわちキノホルムがスモンの唯一の原因物質として認められるものであり、スモンがわが国において多発したのは一に長期・大量投与に因るのである。」と述べた。<sup>(21)</sup>

福岡地裁の判決言渡しは昭和53年11月14日に行われた。因果関係については「キノホルム説以外のスモン病因論諸説はいずれも納得のいく証明がなされておらず、キノホルムとスモンとの間の法的因果関係の存在を、所詮揺るがすものたり得ない。スモンはキノホルムの服用によって発症したものであると合理的に推認され、従って、キノホルム剤服用とスモンとの間には法的因果関係の存在が肯認されることになる。なおスモンの発症機序はキノホルム説の立場によっても完全に明らかにされているわけではないが、そのことは法的因果関係の存在とは別次元の問題であって、右判断に何ら影響を及ぼすものではない。」と述べた。<sup>(22)</sup>

金沢地裁が、ウイルスもスモンの病因の一つとしての可能性を認めたものの、三地裁ともキノホルムがスモンの病因であると認め、さらに被害発生の予見可能性及び医薬品の安全性確保義務の点から、損害賠償責任を認めたため、被告側は敗訴した。

#### (4) 医薬品副作用被害救済基金の設立

和解によって被害者を早期に救済するには、多額の和解金の調達が可能であることが和解の前提となる。スモン訴訟の経験から明らかになったことは医薬品には未知の副作用があり得ること、医薬品の使用と副作用被害の発生との因果関係の証明及び、副作用被害発生が国や製薬企業の過失に基づくとの証明には困難が伴うこと、従って損害賠償請求訴訟は長期化し、費用は巨

(21) 『判例時報』899号，288頁。

(22) 『判例時報』910号，91～92頁。

額になり、非能率で、勝訴しても被害者の救済が確実に行われるか疑問であるということであった。<sup>(23)</sup>

現行の訴訟制度とは別に、独立の救済制度を創設する必要が認識され「医薬品副作用被害救済基金法」が昭和54年2月28日に第87国会に提出され同年9月7日に第88国会で成立した。

この「医薬品副作用被害救済基金法」によって「医薬品副作用被害救済基金」が設立された。「医薬品副作用被害救済基金」には医薬品の製造業者及び輸入販売業者から拠出金を強制徴収する権限が与えられた。製薬企業全体を保険集団として、各業者から毎年度出荷数量に応じた一般拠出金と、被害発生原因医薬品を製造した業者からは付加拠出金を、基金に納付させ、これを財源として、救済給付事業を基金が行うことになった。薬事法による製造承認及び許可を受け、又は輸入承認及び輸入販売の許可を受けた医薬品が、適正な目的に適正に使用されたにもかかわらず、不可避免的に発生した（現行法では誰にも損害賠償責任を問うことのできない）副作用による健康被害について、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料を現金給付する救済給付業務が、「医薬品副作用被害救済基金」の業務である。

この給付救済業務は、医薬品業者からの拠出金の納付があって可能となるから、この制度発足後（昭和55年5月1日以降）に使用した医薬品の副作用により発生した健康被害に適用される。そこでスモン被害の救済のためにこの制度発足以前に発生した副作用被害の救済に当る製薬企業に対する救済費用の貸付及び救済事業の代行を基金が行い得ることが、「医薬品副作用被害救済基金法」の附則第6条に規定された。

キノホルム剤を製造又は販売していた製薬企業が、スモン被害者と和解す

---

(23) 厚生省薬務局編『医薬品副作用被害救済制度の解説』中央法規出版、昭和57年、11～12、60頁。

る場合に和解一時金の原資を、和解する製薬企業が基金から貸し付けを受けることが附則 6 条によって可能となった。基金の貸付原資は、民間市中銀行の協調融資団から基金が借入れ、この借入金のうち国と連帯して行う救済のための給付に用いられるものについては、政府が債務保証することができることになった。<sup>(24)</sup>

#### (5) 被告国の責任に関する裁判所の判断

国は武田及びチバとともに最初の和解（昭和52年10月29日）に参加し、その後昭和53年5月22日には、田辺を被告とする原告と単独で和解した。田辺と相被告の国が単独で和解したことは、田辺に影響を与えた。

東京地裁の可部裁判長は、昭和52年1月17日の「和解提示についての所見」のなかで国の責任について「キノホルム剤についての厚生省の関与の歴史は、その有効性及び安全性の確認につき何らかの措置をとったことの歴史ではなく、かえって何らの措置をもとらなかったことの歴史であるといっても決して過言ではないであろう。」と断じ、当時の薬事法に「製造承認に当たりの審査基準、審査手続及び審査機関並びに承認後における追跡調査制度及び承認の撤回等に関する規定を欠いていた」ことを認めたとうえで「もっぱら行政指導によって新たな行政需要に対応しながら、提訴を受けるや既存の実定法規の体裁を論拠として国に責任なしとするのは、矛盾も甚だしいもの」と述べ「国は製薬会社と共同して、患者救済の責めに任ずべきもの」とした。<sup>(25)</sup>

また可部裁判長は昭和53年8月3日の東京地裁の判決のなかで、国の責任について「昭和42年9月13日薬務局長通知『医薬品の製造承認等に関する基本方針について』同年10月21日薬務局長通知『医薬品の製造承認等に関する基本方針の取扱について』の両通知により、サリドマイド事件以後緊急課題

(24) 厚生省薬務局編、前掲解説書、46～49、63～64、80～84、91～92、305～309頁。

(25) スモンの会全国連絡協議会編『薬害スモン全史』第3巻、運動編、労働旬報社、昭和56年、359～362頁。

となった医薬品の安全確保の方策が明文化され、集大成され、ここに新たな時代の要求が法思想として実定法の運営上に定着したといえることができる。

---昭和42年10月21日薬務局長通知の内容に照らし、昭和35年薬事法の実質的修正は、昭和42年11月1日を基準時として実現したものと判断すべきものと解釈される。本件においては基準時（昭和42年11月1日）以後において厚生大臣に規制権限不行使の違法が認められるので案ずるに、行政上の監督責任の性質、その他諸般の事情に鑑み、被告国は、加害行為者たる被告会社らに認められる全部義務の3分の1の範囲において、これと不真正連帯の関係に立つ損害賠償義務を負担するものと解するのが相当である。」とした。<sup>(26)</sup>

#### (6) 田辺の和解参加の背景

田辺は昭和58年10月に発行した社史のなかで「スモン問題は、これを抜きにしては当社の現代史を語れない程の大事件であった。---当時スモン問題の損失見込は約300億円と推定された。それは経常利益30億円ベースにして単純に計算しても、償却するまでに約10年の歳月を要するというほどの膨大な金額であった。このあとスモン問題の行方が判決、和解いずれの方向に進むとしても、当社としてはこの膨大な資金の支出は免れず、いずれにせよ各取引金融機関の協力を得て、その資金調達を準備しなければならない事態に直面したのであった。---「医薬品副作用被害救済基金法」が臨時国会で成立し、続けて「医薬品副作用被害救済基金」が設立され、その附則業務として、スモン健康被害の政府保証による和解一時金貸付業務、介護費用の支払委託業務などを行うことが認められるなど、スモン和解についての便宜も図られるようになった。」と述べている。<sup>(27)</sup>

金沢、東京、福岡各地裁の判決以後、昭和54年2月22日に広島地裁が、昭和54年5月10日に札幌地裁が判決を言い渡した。いずれも被告が敗訴した。

(26) 『判例時報』899号，326，330，339～340頁。

(27) 『田辺製薬三百五年史』406～407，446頁。

田辺を被告とする原告と国が昭和53年5月22日に単独で和解し、和解金の原資を貸し付ける「医薬品副作用被害救済基金」が昭和54年10月15日に設立された。このような状況のもとで、田辺は昭和54年5月16日に東京地裁及び同高裁で和解した。

田辺は社史のなかで「東京地裁で、国および当社を除く製薬二社と和解派原告との間で本件初の和解が成立して以来、同方式の和解が岡山、高知などの地裁で成立していく一方、各地裁で判決が相次いで出されていった。そうした情勢のなかで歴代厚生大臣の当社に対する和解への参加要請は、機会あるごとに強まる一方であった。---その後、和解条項の具体的な詰めを行ったうえ、和解調書に『国の指示により』との文言を明記することによって昭和54年5月16日に東京地裁ならびに東京高裁で、当社初の和解が成立した。当社が現実に関和解に参加するに際しての厚生省への要望は、患者の経済的救済とは別にスモンの真の原因を引き続き究明することや、政府が当社の企業としての健全な存立を維持することができるよう最善の方途を講ずること、とくに当社負担の最高限度額を設定することであったが、当社からの政府首脳への懸命な働きかけによって、基本的には行政当局もこれに深い理解を示すに至っていた。」と述べている。<sup>(28)</sup>

投薬証明のない被害患者や、未提訴患者に対する賠償を、今後負担させられると、賠償額は際限なく増加し、会社は破綻するのではないかとの不安が田辺にはあったに違いない。

#### (7) 被告相互の損害賠償負担割合

和解あるいは判決により被告は原告に、損害賠償金（慰謝料）健康管理手当、介護費用、弁護士費用等を支払うことになるが、被告の間における負担割合については、金沢地裁判決では、国と製薬会社との関係については「被告国と被告会社らの間の過失割合は、注意義務の根拠、内容、注意義務懈怠

---

(28) 『田辺製薬三百五年史』405～406頁。



の態様を対比，総合して判断すると，被告国4，被告会社ら6の割合と認められる」と述べ，田辺のキノホルム剤と，チバが製造又は輸入し武田が販売したキノホルム剤の両方を摂取した原告に対する製薬三社の関係については「加害者不明の共同不法行為として，連帯してその賠償の責に任じなければならない。そして右の関係が不明であるところから，内部の負担関係は平等であると解すべきである。」と述べ，武田とチバの関係については「右被告両社の行為は，本件被害発生の関係から一体不可分と評価される。したがって本件における右被告両社の関係は，民法719条の共同不法行為関係に当たるといべきである。なおその負担部分は，双方の過失割合の他，両社間の一手販売契約の趣旨によって定まるといべきであるが，特約がないとすれば，本件における過失割合は平等であると解される。」と述べている。<sup>(29)</sup>

東京地裁判決は，国の責任については「加害行為者たる被告会社に認められる全部義務の3分の1の範囲において，これと不真正連帯関係に立つ損害賠償義務を負担するものと解するのが相当である。」と述べ，判決に添附した認容金額一覧表に製薬会社と国とを区別して，製薬会社の3分の1の額を国の金額欄に記載している。

チバと武田の関係については「本件の如く販売者につき責任の認めらるべき場合においても，なお製造業者の責任と販売業者の責任とはとうてい同日に論じ難いものがあり，その間，責任の程度に軽重の差あるべきことは当然であるが，この点は，いわば製造者，販売者間の内部関係の問題たるにとどまり，被害の生じた相手方（本件原告ら）との関係においては，製造者，販売者の両者連帯して，その損害を賠償すべき義務あるものといわなければならない。」と述べている。<sup>(30)</sup>

福岡地裁判決は，チバと武田の関係については「製造輸入販売業者として

---

(29) 『判例時報』879号，64～65頁。

(30) 『判例時報』899号，61～64，307，340頁。

の被告チバと販売業者としての武田とは、実質上同一体としての地位にあると見うるのであるから、両被告は共に連帯して民法709条の責任を負うことになる。」と述べ、チバと武田と田辺の関係については「被告チバ・同武田と被告田辺は民法719条1項にいう共同不法行為者として、連帯して損害を賠償しなければならない。」と述べ、国と製薬会社の関係については「被告国と被告会社の責任関係は---不真正連帯債務を負担する関係にあるということが出来る。よって、被告国は、当該原告につき責任を負うべき、被告チバ・被告武田と連帯し、又は被告田辺と連帯し、或は右被告三社と連帯して、勿論、服用したキノホルム剤が特定できない関係で製薬会社の責任が問えない場合は、被告国が単独で、損害を賠償しなければならない。」と述べている。<sup>(31)</sup>

三地裁とも判決において、国を含めて被告が賠償すべき損害額（慰謝料）と弁護士費用を、原告毎に明示している。東京地裁は国の負担額を記載しているが、他は認容額を一括して記載し、被告間の負担部分は示していない。被告間の負担割合については「不真正連帯債務」と判示することで充分としたのであろう。

#### (8) 和解調書雛形としての「確認書」の調印

和解調書の雛形となる「確認書」を作成し、昭和54年9月15日に原告、被告双方が調印した。昭和54年10月29日に奈良地裁で確認書に基づく最初の和解が成立し、それ以後各地の裁判所で次々に確認書和解が成立した。<sup>(32)</sup>

和解が成立した場合に、被告は「確認書」によって、一時金、健康管理手当、介護費用、遺族弔慰金及び弁護士費用を支払うことになった。一時金は症度によって基準額が設けられ、失明者、歩行不能者には超度重症者加算が、発病時に有職者で扶養親族を有していた者には一家支柱加算が、発病時

(31) 『判例時報』910号、151頁。

(32) 前掲『被害スモン全史』第2巻、裁判編、525～528頁。



武田と田辺の有価証券報告書の経理の状況の末尾の「その他」の項によると、平成2年3月31日までに、武田は提訴患者の約99.6%に当る3,953名の原告患者との和解が成立し、田辺も提訴患者の約99.6%に当る3,401名の原告患者との和解が成立している。

#### 4. 武田薬品工業株式会社の会計処理

武田薬品工業株式会社の有価証券報告書によって、スモン訴訟に伴う会計処理をみると次のとおりである。財務諸表にその処理が最初に表示されたのは、53年3月期（昭和52年4月1日～昭和53年3月31日）である。それ以前には、47年3月期以降は每期「経理の状況」の末尾の「その他」の項に、スモンの患者から損害賠償請求の訴訟を提起されたことが簡単に記載してある。51年3月期からは每期「偶発債務としての注記」がある。

51年3月期の有価証券報告書（提出期日51年6月30日）の財務諸表では、貸借対照表に「偶発債務」として「昭和51年6月10日スモン訴訟について当社は、日本チバガイギー株式会社、田辺製薬株式会社とともに、東京地裁に対し、和解の斡旋の申出を行った。和解成立の場合の補償金の額については、現段階においては不明のため、当期の財務諸表には反映していない。」と注記してある。さらに「経理の状況」の末尾の「その他」の項に「当社にかかる原告は、昭和51年3月31日現在で約1,740人であり、これらの原告は、国及び日本チバガイギー及び当社等の被告に対し、約626億円を、連帯して支払うよう請求している。」と記載してある。

52年3月期の財務諸表においては、貸借対照表の注記に「偶発債務」として「昭和52年3月31日現在で約2千人の原告から、国、日本チバガイギー株式会社とともに損害賠償として約725億円を連帯して支払うよう請求されている。当社の負担については現段階においては不明のため、当期の財務諸表には反映していない。」と記載してある。

51年3月期から53年3月期までの経理の状況末尾の「その他」によって、事実経過を示すと次のとおりである。

| 51年<br>3月31日 | 51年<br>6月10日 | 52年<br>6月30日 | 52年<br>10月29日 | 53年<br>3月31日 |
|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| ＊            | ＊            | ＊            | ＊             | ＊            |
| 偶発債務<br>の注記  | 和解斡旋<br>の申出  | 和解受諾<br>の回答  | 最初の和解<br>の成立  | 引当金設定        |

武田の財務諸表にスモン訴訟に伴う最初の会計処理として「スモン訴訟填補引当金」の設定と、スモン訴訟填補引当金繰入額及びスモン訴訟填補金の特別損失計上が行われたのは、53年3月期である。

武田が和解による全面解決という結論に達した経過について、武田の社史には「48年3月本社に特別渉外室を設置するとともに副社長佐竹 彬を責任者として解決方策の検討を行うこととなった。1年余に及ぶ慎重な検討を重ねた末、和解による全面解決こそ唯一最善の道であるとの結論に達し、これを当社の基本方針にするとのトップの決断が下された。---当社としては、日本チバガイギーと同一歩調をとることが絶対条件であり、そのため両社間でしばしば協議を重ねたが、和解による解決という点では両社の意思は早くから一致していた。51年3月、東京地裁は翌春判決する旨を明らかにしたため、和解を実現するためにはもはや一刻の猶予も許されない状況となり、和解の具体的な方策につき、田辺製薬、日本チバガイギー及び当社のトップ会談が頻繁に行われた、51年6月10日東京地裁の口頭弁論期日において、3社は裁判所に、和解の斡旋を願いたい旨申しで---」<sup>(35)</sup>と述べてあるが、武田が引当金を設定したのは、武田が和解によって解決するという結論に達した時期ではなく、最初の和解が成立した昭和52年10月29日の属する決算期（53年3月期）に至ってからである。

(35)『武田二百年史』945頁。

特別損失のスモン訴訟填補金については損益計算書には注記がないが、貸借対照表の注記の偶発債務の項に、原告数及び損害賠償請求額の記載に続けて「和解が成立し損害填補金を支払った」と記載してある。

53年3月期の引当金明細表には「スモン訴訟において今後も和解を希望する原告と被告らとの間で和解が成立し、損害填補金の支払が予想されるので、和解を希望しているといわれている原告を対象に、東京・岡山両地方裁判所の和解金額を基準として、算定した額を計上している。」と注記している。また同時に経理の状況の末尾の「その他」の項には、昭和53年3月末現在の原告数、損害賠償請求額を記載し、さらに昭和53年6月1日までの和解の成立状況、各地地裁における審理の終結、判決の状況を記載している。以後「スモン訴訟填補引当金」への繰入れは56年3月期（昭和55年4月1日～昭和56年3月31日）まで每期行われている。57年3月期以降は引当金への繰入れはなく、取崩しだけが每期行われている。引当金繰入額は当然に特別損失へ計上されるが、スモン訴訟填補金の特別損失への計上が行われたのは、53年3月期と54年3月期のみである。55年3月期からは「医薬品副作用被害救済基金」を通じて支払われる健康管理手当及び介護費用も、スモン訴訟填補引当金に含めて計上してある。この状況は次頁の表2のとおりである。

## 5. 田辺製薬の会計処理

田辺製薬株式会社の有価証券報告書によって、スモン訴訟に伴う会計処理をみると次のとおりである。財務諸表にその処理が最初に表示されたのは、53年4月期（昭和52年5月1日～昭和53年4月30日）であって、武田と同じ時期である。それ以前には47年4月期から毎期経理の状況の末尾の「その他」の項に武田と同様に、スモンの患者から損害賠償訴訟を提起されたことが簡単に記載されている。52年4月期には経理の状況の末尾の「その他」の項に訴訟の経過について長文の記載があるが、財務諸表には偶発債務の注記はない。

田辺の53年4月期の財務諸表に最初に記載されるまでの事実経過を、52年

表2 武田薬品工業スモン訴訟関係項目金額推移 (単位百万円)

| 決 算 期   | 引当金繰入額 | 引当金取崩額 | 引 当 金 残 高 | 特 別 損 失 |
|---------|--------|--------|-----------|---------|
| 53年 3 月 | 2,500  |        | 2,500     | 2,856   |
| 54年 3 月 | 6,500  | 1,669  | 7,331     | 6,572   |
| 55年 3 月 | 9,000  | 3,194  | 13,137    | 9,000   |
| 56年 3 月 | 3,500  | 3,235  | 13,402    | 3,500   |
| 57年 3 月 |        | 1,334  | 12,068    |         |
| 58年 3 月 |        | 895    | 11,172    |         |
| 59年 3 月 |        | 665    | 10,506    |         |
| 60年 3 月 |        | 525    | 9,981     |         |
| 61年 3 月 |        | 418    | 9,563     |         |
| 62年 3 月 |        | 348    | 9,215     |         |
| 63年 3 月 |        | 317    | 8,897     |         |
| 1 年 3 月 |        | 310    | 8,586     |         |
| 2 年 3 月 |        | 290    | 8,296     |         |
| 合 計 額   | 21,500 | 13,200 |           | 21,928  |

各期有価証券報告書により作成

4 月期と53年 4 月期の有価証券報告書の経理の状況末尾の「その他」の項の記載によって示すと次のとおりである。

|              |              |             |                |              |              |
|--------------|--------------|-------------|----------------|--------------|--------------|
| 51年<br>6月10日 | 51年<br>9月9日  | 52年<br>1月7日 | 53年<br>3月1日    | 53年<br>3月28日 | 53年<br>4月30日 |
| ＊            | ＊            | ＊           | ＊              | ＊            | ＊            |
| 和解斡旋<br>の申出  | 東京地裁<br>和解勧告 | 裁判官<br>忌避申立 | 金沢地裁判決<br>支払命令 | 岡山地裁<br>強制執行 | 特別損失<br>の計上  |

53年 4 月期では「スモン訴訟仮執行等支出額」が特別損失に計上されている。そして損益計算書の脚注に、金沢地裁の判決による一部仮執行部分の同社負担額と岡山地裁の仮処分決定による執行分の金額が記載してある。

54年 4 月期からは、和解成立による和解金支払確定額が「スモン訴訟和解金」の科目で未払金として負債の部に計上されている。「スモン訴訟和解金等」が特別損失に計上されている。その内訳は損益計算書の脚注の説明によると、仮執行の負担分、仮処分の仮払分及び上述の未払金（和解金支払確定額）である。又和解金等の支払額が「資金繰状況」の脚注に記載されている。55

年4月期では「資金繰状況」のなかに記載されている。

55年4月期からは「医薬品副作用被害救済基金」を通じて支払う健康管理手当及び介護費用の5年間の支払相当額が未払金に計上され、貸借対照表の脚注にその内訳が記載してある。また特別損失の「スモン訴訟和解金等」に、同期から健康管理手当及び介護費用が含まれている。

第56年4月期（昭和55年5月1日～昭和56年4月30日）からは、和解金の見積額を「スモン和解損失引当金」として設定している。引当金の取崩しは57年4月期以降每期行われている。引当金への繰入額は56年4月期から59年4月期まで每期行われ、その後は61年4月期（昭和60年5月1日～昭和61年4月30日）に行われたが、62年4月期以降は行われていない。未払金は最初に計上された54年4月期と58年4月期、59年4月期及び61年4月期は増加しているがそれ以外の期は減少している。引当金の繰入額と未払金の増加額及び、引当金と未払金を財源としない支払い額が、特別損失に計上されている。55年4月期と56年4月期に「医薬品副作用被害救済基金」からそれぞれ50億円ずつ借り入れており、長期借入金明細表に記載されている。田辺では引当金、短期及び長期の未払金、特別損失さらに「資金繰状況」に、支出額が記載されており、武田に比べると、項目は豊富である。各期の記載額を一覧表で示すと次頁の表3及び4のとおりである。

## 6. 両社の会計処理の相違

財務諸表上に最初に記載された昭和53年3月末（田辺は4月末）決算期以降について両社の会計処理を比較すると、まず目に付くのは、両社の特別損失額の相違である。表2に示したように武田は、219億2千8百万円であるが、表3に示したように田辺は、625億6千7百万円である。武田と田辺の総資産、資本金、売上高及び経常利益を、昭和53年3月末（田辺は4月末）の有価証券報告書によって、比較すると次頁の表5のとおりである。

武田と田辺の規模は、表5に示したように一桁違う。スモン訴訟に伴う損



表3 田辺製薬スモン訴訟関係項目金額推移（其の1）（単位百万円）

| 決 算 期 | 引当金繰入額 | 引当金取崩額 | 引 当 金 残 高 | 特 別 損 失 |
|-------|--------|--------|-----------|---------|
| 53年4月 |        |        |           | 96      |
| 54年4月 |        |        |           | 8,157   |
| 55年4月 |        |        |           | 19,835  |
| 56年4月 | 4,000  |        | 4,000     | 16,402  |
| 57年4月 | 3,803  | 4,547  | 3,255     | 5,564   |
| 58年4月 | 1,718  | 2,600  | 2,373     | 3,603   |
| 59年4月 | 377    | 1,537  | 1,213     | 1,750   |
| 60年4月 | ---    | 764    | 448       | 1,294   |
| 61年4月 | 127    | 367    | 208       | 1,681   |
| 62年4月 | ---    | 132    | 76        | 1,122   |
| 63年3月 | ---    | 36     | 39        | 996     |
| 1年3月  | ---    | 26     | 13        | 1,019   |
| 2年3月  | ---    | 13     | ---       | 1,048   |
| 合 計 額 |        |        |           | 62,567  |

表4 田辺製薬スモン訴訟関係項目金額推移（其の2）  
（単位百万円）

| 決 算 期 | 未払金増減額 | 未 払 金 残 高 | 資金繰表支出額 |
|-------|--------|-----------|---------|
| 54年4月 | 6,490  | 6,490     | 1,958   |
| 55年4月 | △244   | 6,246     | 20,079  |
| 56年4月 | △1,201 | 5,045     | 13,604  |
| 57年4月 | △147   | 4,898     | 6,456   |
| 58年4月 | 482    | 5,380     | 4,003   |
| 59年4月 | 116    | 5,496     | 2,784   |
| 60年4月 | △102   | 5,394     | 2,161   |
| 61年4月 | 184    | 5,578     | 1,737   |
| 62年4月 | △203   | 5,375     | 1,457   |
| 63年3月 | △206   | 5,169     | *1,238  |
| 1年3月  | △161   | 5,008     | *1,206  |
| 2年3月  | △122   | 4,886     | *1,183  |

表3、4とも各期有価証券報告書により作成

\*資金収支の記載がないため、特別損失、引当金取崩額、未払金減少額から推定した。

表5 武田薬品工業・田辺製薬企業規模比較（単位百万円）

| 会 社 | 総 資 産   | 資 本 金  | 売 上 高   | 経 常 利 益 |
|-----|---------|--------|---------|---------|
| 武 田 | 323,300 | 24,945 | 335,088 | 24,823  |
| 田 辺 | 91,321  | 8,000  | 93,538  | 4,255   |

両社の53年3月期、53年4月期有価証券報告書により作成

失は、田辺にとっては大きな負担であった。田辺は武田と異なり、当初は和解に応じなかった。本稿「スモン訴訟の概要」の項で紹介したように、各地裁の判決や、国の指示により、おくれて和解に参加した。各地で裁判が進行し判決言渡しがあり、損害賠償金の支払が執行されて、その支払額を特別損失に計上している。

武田は和解金と健康管理手当及び介護費用をともに引当金に計上しているが、田辺は引当金には和解金の見積額を計上し、引当金の他に未払金を設け和解金の確定額と、健康管理手当及び介護費用のうち1年以内の支払相当額を短期の未払金に計上し、1年超5年以内の健康管理手当及び介護費用を長期の未払金に計上している。

武田、田辺両社の会計処理の相違を、税務会計の面からみると次のとおりである。武田は、引当金を設定しているが、未払金は計上していない。引当金は法人税法では限定されている。「スモン訴訟填補引当金」は法人税法では認められないから、この引当金への繰入額は、損金へは算入されない。確定申告書を入手していないから、真相は不明であるが、有価証券報告書によれば、武田は、スモン訴訟に伴う損失を、有税で負担したことになる。

田辺は、54年4月期から未払金を計上している。54年4月期の未払金計上額64億9千万円は全て和解金の確定額である。55年4月期の未払金期末残高62億4千6百万円の内訳は、同期の貸借対照表の注記と「主な資産・負債及び収支の内容」によると、和解金確定額38億3千6百万円、健康管理手当・介護費用のうち短期未払金5億6千4百万円、長期末払金18億4千5百万円である。(百万円未満切捨)

未払金は、未払であるから支出は行われない。55年4月期の未払金、特別損失の注記及び資金繰状況によってそれを確認すると次のとおりである。

特別損失に計上された和解金145億1千8百万円から未払金計上額38億3千6百万円を控除した残額106億8千2百万円に、特別損失計上の健康管理手当・介護費用40億4千2百万円から未払金計上額24億1千万円を控除した

残額16億3千2百万円と、特別損失に計上された仮執行部分と仮処分の仮払分12億7千4百万円を加えた合計額135億8千8百万円が、特別損失計上額のうち現金支払額である。54年4月期の未払金は全て和解金確定額であり、支払義務が確定しながら決算期には支払われていないため、未払金に計上されたものであるから、55年4月期には全て支払が行われる。従って54年4月期の未払金64億9千万円を、55年4月期の特別損失計上額のうちの現金支払額135億8千8百万円に加えると200億7千8百万円になる。これは、55年4月期の「資金繰状況」支出欄のスモン訴訟和解金等200億7千9百万円に相当する。（千円単位で計算すると一致する。）

上述の検算によると、未払金に計上された健康管理手当・介護費用は、支払は行われていないが、特別損失に計上されている。スモン訴訟に伴う引当金は、法人税法では損金への算入は認められないが、未払金を相手勘定に設定して特別損失に計上すれば、損金算入が認められるであろうか。

損害賠償金を、未払金に計上した場合には、法人税基本通達2-2-13によって損金算入が認められる。法人税基本通達2-2-13には次のように規定してある。

「法人がその事業の遂行に関連して他の者に与えた損害につき賠償をする場合において、当該事業年度終了の日までにその賠償すべき額が確定していないときであっても同日までにその額として相手方に申出た金額（相手方に対する申出に代えて第三者に寄託した額を含む。）に相当する金額（保険金等により補てんされることが明らかな部分の金額を除く。）を当該事業年度の未払金に計上したときは、これを認める。

（注）損害賠償金を年金として支払う場合には、その年金の額は、これを支払うべき日の属する事業年度の損金の額に算入する。」

法人税基本通達2-2-13は、昭和55年に「直法2-8」により新設されたものである。田辺が「医薬品副作用被害救済基金」を通じて支払うことになる健康管理手当及び介護費用を、未払金に計上したのは、昭和55年4月期

からである。同期の貸借対照表に計上された未払金の注記には「スモン訴訟の健康管理手当及び介護費用の当社負担額については医薬品副作用被害救済基金との契約に基づき期末現在の既和解対象者に対する5年間の支払相当額を計上しております。1年以内の支払相当額については流動負債の項に、残余を固定負債の項につぎのとおり計上しております。流動負債 未払金 5億6千446万円 固定負債 長期末払金 18億4千554万円」と記載してある。また経理の状況末尾の「その他」の項には「その確定債務額の損金経理を行っております。」と記載してある。

法人税基本通達2-2-13の注によると、健康管理手当・介護費用は、支払うべき額が、支払うべき期の損金に算入されるはずである。5年間の支払相当額を未払金として、特別損失に計上した場合は、その額は損金に算入されるのであろうか。

昭和55年4月18日に、厚生省薬務局企画課長から国税庁直税部審理課長宛に、次に述べる意見照会が行われ、これに対し、国税庁直税部審理課長は、昭和55年5月13日に、同意する旨を回答している。この内容に関し、昭和55年4月25日に田辺の代表取締役社長が、厚生省薬務局企画課長に確認を求める文書を提出し、同日付で厚生省薬務局企画課長は文書で確認の回答をしている。

厚生省—国税庁—田辺間で、取り交された文書は「田辺が医薬品副作用被害救済基金（以下基金という）を通じて支払う健康管理手当及び介護費用については、①基金に抛出する額は、和解が成立した日の属する事業年度の損金の額に算入することができるものとする。②基金に抛出すべき額は、54年度末における既和解患者に10年間に支払うべき額について年5.5%の割合による現在価値に相当する額とする。③田辺は基金との間で、毎年度末に、向こう5年間の支払資金に充当する額を、田辺の基金に対する確定債務として、相互に確認する契約を締結する。④田辺は基金に確定債務の額を、1か月以内に支払うものとするが、支払の猶予を受けた金員については、5.5%の割

合による利息を付して、基金に支払うものとする。」というのが、その要点である。

国税庁の説明によると、「基本通達 2-2-13 は、交通事故の賠償金を念頭において新設したもので、スモン訴訟とは無関係である。」<sup>(36)</sup>とのことである。

しかし、田辺が基金と締結した契約書の確定債務の額（この額が、有価証券報告書の貸借対照表の注記欄に、短期及び長期の未払金として記載されている。）が、法人税法における債務確定基準に基づいて、損金に算入されるのである。これは、「相手方に申出た金額（相手方に対する申出に代えて第三者に寄託した金額を含む。）に相当する金額」という、法人税基本通達 2-2-13 の文言にあてはまるから、法人税基本通達 2-2-13 は、あたかも田辺のために新設されたようにみえる。5 年間の支払資金に充当する額が、確定債務額となるのであるが、実際にはその支払は猶予される。これは、原告に対する支払を確実に田辺に行わせるために、田辺を救済しようとした特別の措置といえよう。

田辺は每期特別損失を計上しているが、その合計額 625 億円の 85.7% は、表 3 に示したように 53 年 4 月期から 58 年 4 月期に計上されている。

裁判及び和解の進行状況、各地裁毎の和解金の明細等は決算期後の後発事象も含めて、経理の状況の末尾の「その他」の項に記載してある。53 年 4 月期には、東京地裁の可部裁判長の訴訟指揮に対する田辺の主張を 2 頁半にわたって記載しており、訴訟に対する同社の態度が明示されている。

田辺の各期の売上高、経常利益、当期利益及びスモン訴訟に伴う特別損失を比較して示すと次頁の表 6 のとおりである。

最初に特別損失を計上した 53 年 4 月期から平成 2 年 4 月期までの特別損失の合計額は、表 6 に示したように約 625 億円である。625 億円の特別損失は、表 6 に示した 53 年 4 月期の経常利益約 42 億円の 14.8 倍強である。53 年 4 月期

---

(36) 国税庁直税部審理室での聞取調査による。

表6 田辺製薬売上高・経常利益等推移 (単位百万円)

| 決算期   | 売上高       | 経常利益    | 特別損失   | 当期利益   |
|-------|-----------|---------|--------|--------|
| 53年4月 | 93,538    | 4,255   | 96     | 2,028  |
| 54年4月 | 97,964    | 6,995   | 8,157  | △392   |
| 55年4月 | 106,110   | 8,627   | 19,835 | △3,902 |
| 56年4月 | 114,543   | 11,475  | 16,402 | △4,245 |
| 57年4月 | 124,579   | 12,664  | 5,564  | 3,314  |
| 58年4月 | 135,475   | 13,568  | 3,603  | 5,314  |
| 59年4月 | 143,143   | 12,008  | 1,750  | 4,938  |
| 60年4月 | 148,426   | 12,461  | 1,294  | 4,095  |
| 61年4月 | 147,087   | 11,143  | 1,681  | 4,196  |
| 62年4月 | 159,198   | 15,871  | 1,122  | 5,387  |
| 63年3月 | 167,231   | 22,308  | 996    | 8,210  |
| 1年3月  | 196,665   | 21,931  | 1,019  | 8,732  |
| 2年3月  | 193,200   | 15,354  | 1,048  | 7,007  |
| 合計額   | 1,827,159 | 168,660 | 62,567 | 44,682 |

各期有価証券報告書により作成

表7 田辺製薬の損失金処理の経過 (単位百万円)

| 項目      | 54年4月期 | 55年4月期 | 56年4月期 | 57年4月期 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 当期利益    |        |        |        | 3,314  |
| 当期損失    | 392    | 3,902  | 4,245  |        |
| 前期繰越利益  | 2,794  | 1,345  |        |        |
| 前期繰越損失  |        |        | 2,556  | 170    |
| 中間配当支払  | 480    |        |        |        |
| 利益準備金積立 | 48     |        |        |        |
| 当期末処分利益 | 1,873  |        |        | 3,143  |
| 当期末処理損失 |        | 2,556  | 6,801  |        |
| 利益準備金積立 | 48     |        |        | 80     |
| 配当金支払   | 480    |        |        | 800    |
| 役員賞与支払  |        |        |        | 40     |
| 別途積立金取崩 |        |        | 6,631  |        |
| 次期繰越利益  | 1,345  |        |        | 2,223  |
| 次期繰越損失  |        | 2,556  | 170    |        |

各期有価証券報告書により作成

時点では、特別損失は経常利益を14年以上にわたって全て注ぎ込んでも負担できる額ではなかったが、53年4月期以降は、表6に示したように、売上高、経常利益とも増加を続け、53年4月期から平成2年4月期までの経常利益の合計額は、約1,686億円に達し、55年4月期と56年4月期は無配となったものの、それ以外の各期は、配当が可能であった。

田辺が最初に赤字決算となった54年4月期から再び黒字決算となった57年4月期までの、損失の処理状況を示すと前頁の表7のとおりである。昭和56年4月期現在の累積赤字68億円を、別途積立金66億3千百万円全額を取り崩して1億7千万円までに減少させ、57年4月期の当期利益33億円によって補填し、同期は配当と役員賞与の支払を復活している。また、55年4月期の損益計算書には、61億2千万円の有価証券売却益が、特別利益に計上してあり、「資金繰状況」には、75億7千3百万円の株式売却が、収入欄に記載してある。株式の売却によって赤字の縮少と資金繰りの好転をはかったことがうかがえる。

武田のスモン訴訟に伴う特別損失合計額は、表2に示したように、219億2千8百万円であって、それは、53年3月期から56年3月期までに計上されている。特別損失のうち、4億2千8百万円は填補金を支払時（53年3月期と54年3月期）に損失に計上したものであって、残額の215億円は53年3月期から56年3月期までに、引当金に繰り入れた額である。スモン訴訟原告に対する支払は現在に至るまで引き続いて行われているが、それはすべて引当金の取り崩しによって行われており、年度決算における損失負担は、表2に示したように、53年3月期から56年3月期までである。平成2年3月期現在の引当金には82億9千6百万円の残高がある。和解成立後4年間に引当金への繰入れを終了し、以後は引当金の取崩しによって、原告への支払を行っている。特別損失を最初に計上した53年3月期から平成2年3月期まで、赤字決算になった期はなく、表8に示すように、当期利益は順調に増加している。

田辺と比較のために、武田についても表6と同じ項目の表を作ると次頁の表8のとおりである。

武田はキノホルム剤に関しては販売業者であったから、原告に対する損害賠償支払は、製造業者のチバと共同で負担することになったため、田辺に比べ支払額が少なくすみ、さらに、経営成績は毎年向上したことが加わり、しかも、総資産、資本金、売上高、利益等いづれも規模が大きいため、スモン訴訟に伴って同社が負担した損失は、相対的には小さかったといえよう。

両社ともスモン訴訟に伴う損失を、和解が成立してから引当金に設定したことは、時期として妥当であったか否かは、問題の残るところであるが、スモン訴訟が最初に提起された時期から経理の状況の末尾の「その他」の項に訴訟の事実を記載し、武田は和解斡旋を申し出た時期からは、貸借対照表に偶発債務として注記していることは、情報開示としては、妥当な処置であるといえよう。

表 8 武田薬品工業売上高・経常利益等推移 (単位百万円)

| 決 算 期   | 売 上 高     | 経 常 利 益 | 特 別 損 失 | 当 期 利 益 |
|---------|-----------|---------|---------|---------|
| 53年 3 月 | 335,088   | 24,823  | 2,856   | 7,220   |
| 54年 3 月 | 373,019   | 40,853  | 6,572   | 13,689  |
| 55年 3 月 | 420,316   | 48,807  | 9,000   | 16,428  |
| 56年 3 月 | 430,883   | 42,049  | 3,500   | 17,447  |
| 57年 3 月 | 460,416   | 44,024  |         | 18,505  |
| 58年 3 月 | 469,079   | 46,577  |         | 19,801  |
| 59年 3 月 | 478,143   | 47,019  |         | 20,853  |
| 60年 3 月 | 474,852   | 45,104  |         | 18,484  |
| 61年 3 月 | 476,878   | 50,894  |         | 20,133  |
| 62年 3 月 | 492,579   | 56,249  |         | 22,301  |
| 63年 3 月 | 539,754   | 72,815  |         | 31,387  |
| 1 年 3 月 | 585,015   | 74,089  |         | 34,511  |
| 2 年 3 月 | 587,763   | 74,964  |         | 37,464  |
| 合 計 額   | 6,123,785 | 668,267 | 21,928  | 278,223 |

各期有価証券報告書により作成